

自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める省令（平成十四年国土交通省令・環境省令第二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（計画の提出）</p> <p>第一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「法」という。） 第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十七條の規定による計画の提出は、第一号から第五号までに掲げる事項及び第六号から第九号までに掲げる事項のうち特定事業者（法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十八條に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を、三年から五年程度の計画期間ごとに提出することにより行わなければならない。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>2 前項第五号から第九号までに掲げる事項に係る目標年次は、計画期間が満了する年次とする。</p> <p>3 法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十七條の規定による計画の提出は、特定事業者に該当することとなった日又は計画期間が満了した日から三月以内に、正本にその写し二通を添えてしなければならない。</p>	<p>（計画の提出）</p> <p>第一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「法」という。） 第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十七條の規定による計画の提出は、第一号から第五号までに掲げる事項及び第六号から第九号までに掲げる事項のうち特定事業者（法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十八條に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を提出することにより行わなければならない。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>2 前項第五号から第九号までに掲げる事項に係る目標年次は、三年から五年程度の将来の年次とする。</p> <p>3 法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十七條の規定による計画の提出は、特定事業者に該当することとなった日から三月以内に、正本にその写し二通を添えてしなければならない。</p>